

## 石川啄木 日本無政府主義者陰謀事件の経過および付帯現象

明治四十三年（西暦 1910）六月二日

東京の各新聞社は、東京地方裁判所検事局より本件の犯罪に関する一切の事の記事の差止命令を受けた。各新聞社は皆この命令によって初めて本件の発生を知った。命令はやがて全国の新聞社に通達された。

同年六月三日

本件の犯罪に関する記事が初めて諸新聞に出た。ただし主として幸徳秋水が神奈川県湯ヶ原の温泉宿より拘引された事実を報ずるのみで、犯罪の種類、内容については何らの記載もなかった。

比較的長文の記事を掲げた東京朝日新聞によれば、幸徳は四十三年四月七日、妻(内縁の妻管野すが)と共に神奈川県足柄下郡土肥村大字湯ヶ原に行き、温泉宿天野屋で専心「キリスト伝」の著述に従った。五月六日妻と共に一たん帰京したが、同月十日さらに単身同地を訪れ、悠々として著述の筆を続けていた。六月一日に、帰京する旨を告げて午前七時三十分頃天野屋を出、人力車に乗って軽便鉄道の駅に急ぐ途中、東京、横浜の両地方裁判所の判事、検事および小田原区裁判所の名越判事らの一行六名に逢い、直ちに取押えられて一旦湯ヶ原駐在所に引致された。その後令状執行の上身体検査を受けて、午前九時十六分発の軽便鉄道により東京に護送されたという。そして同紙は、幸徳は数ヶ月前より同志中のある一部の者より変節者と疑われ、暗殺、天誅等の被害を蒙る恐れがあると疑われるので、警視庁は刑事を派遣して同人を警護し、同志の激昂が鎮静した段階で警戒を解く目的であったと報じた。湯ヶ原駐在の巡査は、拘引の同日、幸徳が引かれて駐在所に入った時、その理由がわからなかったといい、また同じく天野屋に滞在中の田岡嶺雲氏は、幸徳と同郷の知人であるから、幸徳拘引後種々の迷惑を受けたと付記した。この記事は「社会主義者捕縛」と題した約一段の分量であった。

同年六月五日

この日の諸新聞に初めて本件犯罪の種類、性質に関する簡短な記事が出て、国民を震駭(しんがい)させた。

東京朝日新聞の記事は「無政府党の陰謀」と題し、一段半以上の記事であった。検

挙された者は幸徳の外に管野すが、宮下太吉、新村忠雄、新村善兵衛、新田融、古川力藏(作)の六名で、彼らは信州明科の山中で爆裂弾を密造し、容易ならぬ大罪を計画したるものと記し、さらに前々日の記事を補足して、幸徳が昨(四十二)年秋以来友人の細野次郎氏の斡旋で警視庁の某課長と数回の会見を重ね、ついに主義宣伝を断念することを誓い同人に関する警戒を解かれたこと、および彼の友人荒畑寒村が赤旗事件の罪に坐して入獄中、同人の内縁の妻管野すがを妻(内縁)としたことなどにより、同志の怨恨を買ったが、近來は表面すこぶる謹慎の様子であったことは事実だが、それは要するに表面に過ぎなかつたようだと記載し、終りに東京地方裁判所小林検事正の談を掲げた。

(談) 今回の陰謀は実に恐るべきものだが、関係者はただ前記七名のみに限られたもので、他に一切関係者はないと確信する。事件の内容およびその目的はまだ一切発表しがたいが、ただ前記の無政府主義者のうち男四名女一名が爆発物を製造し、過激な行動を実行しようとした事実が発覚し、その五名と関係者二名が起訴された。以上が本(四)日警視庁により発表された。云々。

なお同記事中、東京においては社会主義者に対する警戒取締りが非常に嚴重なため、活動の中心は地方に移る傾向にあり、特に長野県屋代町は新村融(忠雄)の郷里であり、同人は社会主義者中にあつてもっとも熱心かつ過激な者であるから、自然同地は同主義者の中心地となり、付近の同志は約四十名を数えていること、および現在日本における社会主義者中、はっきり無政府党の属する者は約五百名あることを載せた。

#### 同年六月八日

東京朝日新聞は、去る三日、和歌山県東牟婁郡新宮町にて、祿亭ことドクトル大石誠之助を初め同人の甥西村伊作、牧師の沖野岩三郎外五名が家宅搜索を受け、五日大石は令状を執行され、六日警官三名の護衛の下に東京に護送されたと報じた。記事によれば、大石は米国に留学して医学を治め、ドクトルの称号がある。甥の西村も欧米に学んだことがあり、家には五十万円以上の資産があつて、地方人士の崇拜を受け、青年団の行動を左右するほどの実力があるという。ただし翌九日、同紙の載せた詳報は彼らの名望を否定した。

#### 同年六月十三日

「婦人社会主義者喚問」と題し、甲府市に住む宮下太吉の姉妹に関する記事が東京朝日に出た。

### 同年六月二十一日

東京朝日新聞は「無政府主義者の全滅」と題し、和歌山における大石、岡山における森近等の捕縛を最後として、本件の検挙は一段落を告げたるものとした。こうして日本における無政府主義者は事実上全く滅亡したので、第二の宮下を出さない限りは国民は枕を高くして眠ることができる云々の文を掲げた。

文中には、今日のような嚴重な取締りの下にあつて、彼らが如何にしてこのような大陰謀を企て、相互の間に連絡を取っていたかに言及した。その巧妙な連絡法の一例として、彼らが新聞紙中の活字に符号を付けて送り、受信者はその符号にしたがって文字を拾い読みし、内容を把握したらそれを焼き棄てていたと記した。

ちなみに、本件は最初社会主義者の陰謀と称され、やがて東京朝日新聞、読売新聞など二、三の新聞により、時にその本来の意味に、時に社会主義と同義に、時に社会主義中の過激分子という意味において、無政府主義という語が用いられた。後に検事総長の発表した本件の犯罪摘要により、無政府共産主義の名が初めて知られたが、社会主義、無政府主義の二語は、本件の最後まで、まったく没常識的に混用され、乱用された。ただに新聞紙の記事、一般市民の話題においてそうであつたばかりでなく、本件の裁判確定後間もない第二十七議会での一衆議院議員の質問演説中にも、また本件を呼ぶに社会主義者云々の語が見られる。そしてその結果として、社会主義とはただに富豪や官権に反抗するのみならず、国家を無視し、皇室を倒そうとする恐るべき思想だとの概念を一般民衆の間に流布した責任は、主として無知かつ不謹慎な新聞紙とその記者が負わねばならない。また一方より見れば、このような用語の濫用は、国民の理解の程度がいまだ本件の真の意義を咀嚼(そしゃく)できない証拠でもあろう。

### 同年八月四日

文部省は全国の児書館に訓令を出して、社会主義に関する書籍の閲覧を厳禁した。後に内務省は特に社会主義者の取締りに関して地方長官に訓令し、文部省もさらに全国の直轄学校長および各地方長官に対し、全国の各種学校の教職員もしくは学生、生徒で社会主義の名を口にする者は、ただちに解職または放校の処分をせよと

の内訓を発したと聞く。

### 同年八月二十九日

韓国併合詔書の発翰と同時に、神戸において岡林寅松、小林丑治外二名が検挙された。韓国人と通じて事を挙げようとした社会主義者と伝えられる。

### 同年九月六日

この日安寧秩序を乱すものとして、社会主義関係の書籍五種が発売を禁止され、かつ残本が差押えられた。

以後約半月の間、ほとんど毎日数種、時に十数種が発売禁止となった。全国の書店、古本屋、貸本屋は何れも警官の臨検を受けて、少くは数部、多くは数十部を差押えられた。それらの書籍は、いずれも数年前もしくは十数年前に発行されたもので、長く世間に流布し、販売は自由であったものである。臨検警官が差押えた書籍の中には、まったく社会主義に関しないもの、標題に「社会」の二字あるがため差し押さえられたというに至っては、ほとんど一笑にも値いしない。「昆虫社会」という雑誌(?)の発行者もまた刑事に訊問されたという。発売禁止書の中に次の数種があった。

通俗社会主義(堺利彦著)

七花八裂(杉村楚人冠著)

兆民先生

普通選挙の話(西川光二郎著)

近世社会主義史(田添幸枝著)

社会学講義(大月隆著)

良人の自白(小説)前篇および後篇(木下尚江著)

社会主義神隨(幸徳秋水著)

### 同年九月十九日

東京朝日新聞に次のような記事があった。

◎社会主義者の検挙 神奈川県警察部の活動

神奈川県警察部は数日前より県下各警察署に命じ、市郡に散在する結社の内偵を続けていたが、機が熟したと見え、服部検事は各署に訪れて内密に打合せ、ついに加賀町署に命を伝えた。その結果、一昨夜根岸町柏原の田中佐市(四十五)と長者

町九丁目の菓子屋金子新太郎(三十八)の兩人は松山予審判事の令状により、ただちに根岸の未決監に收容された。また根岸町字芝生の大和田忠太郎(三十)、末吉町三の四一の画工高畑己三郎(三十二)の兩人も拘引取調べを受け、同町四の五三の代書業吉田只次(四十)および神奈川町字台のドイツ医学博士加藤時次郎の二人は家宅搜索を受けたが拘引はされなかった。第一に逮捕された田中佐一は土地家屋を所有し、相当の資産があり、同志の秘密出版その他の費用を負担していたという。なお今回家宅搜索の際押収されたものは、近頃発売禁止となった書籍と同志間の往復書類および横浜における秘密出版物等であった。昨日は日曜にもかかわらず警察部より今井警部、山口警部補が出動し、加賀町署と協力して引続き活動をしつつある。

### 同年九月二十三日

東京朝日新聞に次のような記事があった。

#### ◎社会主義者の取調べ

恐るべき大陰謀を企てた幸徳秋水、管野すがらの社会黨員に対するその筋の大検挙は、東京、横浜、長野、神戸、和歌山その他全国各地にわたって着々進行し、かの故奥宮検事正の実弟である公証人奥宮某も、被検挙者の一人に数えられている。大審院は特別組織の下に彼らの審理に着手し、松室検事総長は神戸より上京した小山検事正および大賀、武富らを専任として、それぞれ監獄において取調べを進めつつある。何さま重大な案件の事とて、各被告はそれぞれ別房に分けて収監されている。

#### ◎京都の社会主義者狩り

社会主義者に対する現内閣の方針は、これを絶対的に掃蕩(そうとう)せずには終らないとする模様である。東京の検挙に次いで大阪、神戸等における大検挙となり、近くは幸徳秋水らの公判が開廷されるのに際し、ここにまたまた京都方面において極めて秘密の間に社会主義者の大検挙に着手した様子がある。まだ知られていない社会主義者または社会主義に近い傾向をもつ同地方の青年らは、胸々安からずという。

### 同年九月二十四日

東京朝日新聞のニューヨーク発の電報中に次の一項があった。

#### ◎日本社会党論評

二十一、二両日の諸新聞は、日本の社会党が容易ならざる大逆の陰謀を企ててい

るとの報を載せた。中でもワールド紙は、日本は今日までは善良な文明を輸入していたが、今ではおいおい悪い文明を輸入し始めた、と論じている。

また次の記事もあった。

◎堺大杉らの転監　▽極秘裏に東京へ送る

今回の社会主義者検挙に関連し、赤旗事件により千葉監獄で服役中の社会主義者堺枯川、大杉栄らに対し、先月下旬東京地方裁判所の小原検事は同監獄に出張取調べを行っているが、東京検事局では審理および捜査上不便が少なくないので、かねて同人らの転監を申し込んでいた。二十二日夜八時東京監獄より押送吏が刑事巡査数名と共に千葉監獄に来て、極めて秘密の中に堺、大杉外一名を東京に護送した。(千葉電話)

ただし中には移監ではなく満期出獄となった者もあった。

## 同年十月五日

東京朝日新聞は次の記事を掲げた。

◎社会主義者の疲弊　▽守田文治と福田武三郎拘引

▽社会主義は不自由なものだ

以前よりその筋の注意を受けていた社会主義者の守田文治(二十九)と福田武三郎(二十七)は昨四日午前いずれも自宅より検事局へ拘引された。

▲自然と人の著者 守田は号を有秋といい、去る三十二年五月友人の山川均と共に雑誌「青年の福音」へ「強力のために圧せられた云々」の記事を掲載して不敬罪に問われ、重懲役三年六ヶ月、罰金百二十円の処分を受けた。出獄後兩人とも過激な社会主義を唱え、山川は例の赤旗事件により再び入獄したが、守田は激烈な虚無党主義により清、韓、インド等の留学生と結託し、何事かをしようと計画した。友人らは守田の思想がますます悪傾向に陥るのを見て、四面より制止したので、同人も大いに感じたと見え、以来同主義者との交際を断ち、謹慎の状を見せ、絶対に社会主義を唱えずと誓約して某新聞社に入り、老母妻子と共に府下大久保に居住し、極めて平和な生活を送っていた。しかし昨年中同人が出版した著書「自然と人」の中に、端なくも軍隊を呪う一節があり、当時友人は再び眉をひそめたが、幸徳一派と交際している形跡は別に認めなかった。しかるに昨日になって突如検挙された。その理由は不明だが、矢張り秘密のうちに過激派と往復していたのではなかろうか。

▲一介の活版職工 福田武三郎は本所厩橋(うまやばし)の凸版印刷株式会社の植

字工であり、本所番場町七六の森長七方の二階三疊の座敷に住む微々たる一職工である。平素から心理、衛生、英文に関する多くの書籍を持ち、また社会主義に関する書籍を多く読んでいた。同人は島根県の生れで昨年九月浅草区小島町七三の中村八十吉の世話で凸版会社に入り、日給七十二銭を受けていたが、高橋勝作と偽名し、その後本年七月に府下寺島村八九三のマルテロ社より森方に転宿して来た。一日も会社を休む事なく、下宿にあっても酒煙草を飲まず、ただ一回ビールを飲んで酩酊し、その夜吉原に遊んだことがあったという。下宿の主人森長七の承諾を得て福田の居室を見ると、狭い三疊の座敷に大きな机を置き、その周囲はことごとく書籍で埋まり、いかにも書籍のうちに起臥していたものの如し。福田が最近友人に送った書翰を見ると、彼の思想はすこぶる変化したようで、彼の大阪における友人が彼の活動を賞讃して主義のために奮闘せよと激した書翰に対し次のように答えている。

「吾々は萬(よろず)の研究を終えた結果社会主義に來たものではない。ただ社会主義に偶然出会つたら、氣骨のある連中が比較的立派な説を正直に唱えて運動している。これが吾々と意氣が一時投合したから暫時御仲間入りをして激語を放つたに過ぎない。加えて在京中毎度話をしたように、吾々は比較的多くの自由を得るために叫びつつあるのに、かえって常の人よりも不自由をより多く与えられるなら、むしろ叫ばぬが得策であると思う。」

自由を得ようとしてかえって不自由を与えられるなら、むしろ社会主義を叫ばぬ方が得策だとは、彼の淺薄な思想がうかがわれるが、昨朝判検事が出張し、書籍および手紙を押収したとすれば、守田と同じく何事かに関連していたものであろう。ただし、守田有秋は単に一時間ばかりの訊問にて放免されたと、翌々日に訂正された。

## 同年十一月八日

東京朝日新聞に次のような記事が出た。

◎社会主義公判　▽いよいよ開かれる

先頃から我が国全土にわたり、嚴に目を付けられ検挙された極端な社会主義者の幸徳伝次郎外数十名は、その犯行が重大であり、我が国の史上ほとんど空前に属する事件として、我が国の最高裁判所である大審院の横田院長は、特に裁判所構成法規定の特別権限により、同院の判事末弘嚴石氏ほか数名に予審を命じ、秘密の裡(うち)にも深い秘密を守り、戸の開閉さえおろそかにしない密々の予審を進めている。

その予審もいよいよ数日前に終了したとの風説がある。それかあらぬか、専任としてこの事件の検挙に従事した検事は、二、三日前よりそれぞれ他の事件を担当することになった。なお聞くところによればこの重大事件の公判はいよいよ來たる二十日前後に開廷されるやの飛報がある。この公判は当然、裁判所構成法第五十条第二項に係る事件として、大審院は第一審かつ終審という特別裁判所を構成して行われる。そしてもっとも鄭重な手続きにより審理を行うため、院長はすでに担当者を任命した。裁判長は院長自らあたる予定であったが、本事件に関し院長は院長として執るべき事務が多いので、裁判長は別に某部長を当てることになったという。さていよいよ公判開廷となれば、審理に際し傍聴を許すかどうかが問題となるが、目下未定である。ただし当局者の意向によれば、公開を禁じ判決の後に事件の真相を公(おおやけ)にするということだ。

#### 同年十一月九日

東京朝日新聞に次のような記事が出た。

◎刑法第二編第一章または同第二章に該当する恐るべき重罪犯罪の嫌疑者として世間に伝えられている社会主義者の氏名は、新村忠雄、新村善兵衛、幸徳伝次郎、管野すが、大石誠四郎、高木顕明、崎久保誓一、小池一郎、小池徳市、吉野省一、横田宗次郎、杓子甚助、有村忠恕ら総計二十五、六名である。本件の予審は普通の予審事件のように予審判事の手によって終結決定するのではなく、刑事訴訟法第三百十四条、同三百十五条の規定に基き、予審判事は取調べた訴訟記録に意見を付けて大審院に提出し、大審院長は検事総長の意見を聴いた上、事件を公判に付すかどうかを決定する。また本件に関し弁護士はまだ正式に弁護届を提出していないが、幸徳の弁護人は花井卓藏と今村力三郎、大石の弁護人は今村力三郎と鶴沢総明、高木、崎久保二名の弁護人は平出秀(修)などの諸氏が依頼を受けている。

そしてこの日大審院長は本件の予審終了を認め、特別刑事部の公判に付する決定を与えた。その決定書と共に検事総長から本件犯罪の摘要(十日付け東京朝日新聞所載記事中の「大陰謀の動機」の一項がそれである)を各新聞社に対し発表し、各新聞社は号外を発行した。

#### 同年十一月十日

東京朝日新聞が本件に関し掲載した全文は次のとおり。「被告中の紅一点」の一項



は松崎天民君の筆。「一味徒党の面々」は渡辺君の筆。)

◎無政府主義者の公判開始決定　▽空前絶後の犯罪

恐るべき大陰謀を企てた重罪の嫌疑により、過般検挙された社会主義者の一団、幸徳伝次郎ら二十六名の裁判事件は、嚴重な秘密の裡に着々進行し、いよいよ一昨八日大審院長は特別権限に属する予審の終了を認め、検事総長の意見を徴した上被告全部を特別刑事部の公判に付する決定をした。決定書の全文は次のとおり。

#### 決定書

高知県幡多郡中村町大字中村町百七十三番屋敷 平民著述業 幸徳伝次郎

明治四年九月二十三日生

京都府葛野郡朱雀野村字聚楽豊楽西町七十八番地 平民無職 菅野こと菅野すが

明治十四年六月七日生

岡山県後月郡高屋村四千五十二番地 平民農 森近運平

明治十四年一月二十日生

山梨県甲府市本町九十七番戸 平民機械鉄工 宮下太吉

明治八年九月三十日生

長野県埴科郡屋代町百三十九番地 平民農 新村忠雄

明治二十年四月二十六日生

福井県遠敷郡雲浜村竹原第九号字西作園場九番地 平民草花栽培業 古川こと古

川力作

明治十七年六月十四日生

北海道小樽区稲穂町畑十四番地 平民機械職工 新田融

明治十三年三月十二日生

長野県埴科郡屋代町百三十九番地 平民農 新村善兵衛

明治十四年三月十六日生

東京市神田区神田五軒町三番地 平民無職 奥宮健之

安政四年十一月十二日生

高知県安芸郡室戸町大字元無家 平民活版文選職 坂本清馬

明治十八年七月四日生

和歌山県東牟婁郡屋新宮村三百八十四番地 平民医業 大石誠之助

慶応三年十一月四日生

同県同郡請川町大字請川二百八十三番地 平民雜商 成石平四郎

明治十五年八月十二日生

同県同郡新宮町五百六十四番地 平民僧侶 高木顕明

元治元年五月廿一日生

同県同郡同町二番地 平民僧侶 峯尾節堂

明治十八年四月一日生

三重県南牟婁郡市木村大字下市木二百八番屋敷 平民農 崎久保誓一

明治十八年十月十二日生

和歌山県東牟婁郡請川村大字耳打五百三十一番地 平民薬種売薬および雑貨商  
成石勘三郎 明治十三年二月五日生

熊本県玉名郡豊水村大字川島八百七十一番地 士族新聞記者 松尾卯一太

明治十二年一月二十七日生

同県飽託郡大江村大字大江七百五十四番地 平民無職 新美卯一郎

明治十二年一月十二日生

同県熊本市西坪井町七番地 平民無職 佐々木道元

明治二十二年二月十日生

同県鹿本郡広見村大字四千八百七十三番地 平民無職 飛松与次郎

明治二十二年二月二十六日生

神奈川県足柄下郡温泉村太平台三百三十七番地 平民僧侶 内山愚童

明治七年五月生

香川県高松市南紺屋町廿六番地 平民金属彫刻業 武田九平

明治八年二月二十日生

山口県吉敷郡大内村大字御堀二百三番屋敷 平民電灯会社雇 岡本穎一郎

明治十三年九月十二日生

大阪市東区本町二丁目四番地 平民鉄葉細工職 三浦安太郎

明治二十一年二月十日生

高知県高知市鷹匠町四十番屋敷 平民神戸湊川病院事務員 岡林寅松

明治九年一月三十一日生

同県同市帯屋町四十一番屋敷 平民養鶏業 丑次こと小林丑治

明治九年四月十五日生

上記の幸徳伝次郎ほか二十五名の刑法第七十三条の罪に関する被告事件に付いては、刑事訴訟法第三百十五条により大審院長の命を受けた予審判事の東京地方

裁判所判事潮恒太郎、同河島台蔵、同原田鉦より提出した訴訟記録および意見書を調査し、検事総長松室致の意見を聞いた結果、本件は本院の公判に付して審案すべきものと決定する。

明治四十三年十一月九日

大審院特別刑事部において

裁判長判事 鶴丈一郎

判事 志方 鍛

判事 鶴見守義

判事 末弘巖石

判事 大倉鈕藏

判事 常松英吉

判事 遠藤忠次

裁判所書記 田尻惟徳

#### ▲大陰謀の動機

幸徳伝次郎(秋水)外二十五名が今回の大陰謀をするに至った動機を尋ねると、伝次郎は明治三十八年十一月米国サンフランシスコに渡り、同国の社会主義者と交わり、遂に個人の絶対自由を理想とする無政府共産主義を信ずるに至った。同地在留の日本人に対しその説を鼓吹し、翌三十九年五月頃社会革命党を組織した。本邦の同主義者と氣脈を通じ、相呼応して主義の普及を計る計画をたて、同年六月帰朝し、直接行動論を主唱し始めた。同人は以來現今の国家組織を破壊してその理想を実現するため無政府主義者の泰斗たるクロポトキンその他の著書学説を翻訳、出版して国内に頒布し、盛んに無政府主義の鼓吹に努めた。ついに多数の同主義者を得、その言論はますます過激となった。明治四十年二月十七日東京神田の錦輝館における日本社会党大会では直接行動を執るべき旨を公然と主張した。ついで同月二十二日、先に認許された日本社会党は安寧秩序に妨害ありとし、結社を禁止された。いわゆる直接行動とは議会政治を否認し、総同盟罷業、破壊暗殺等の手段により目的を達しようとするものであり、伝次郎らは当初は秘密出版その他の方法により、主としてその思想の普及を計っていたが、遂に進んで過激な手段を取るに至った。同主義者は第一着手として明治四十一年六月二十二日東京神田において無政府共産革命と大書した赤旗を白昼公然と街路に翻えし、示威運動を行い、警察官の制止に抵

抗して闘争を挑み、十数名は処刑せられた。当時郷里の高知県において無政府主義の著述に従事していた伝次郎は、同年七月郷里を出発し、途中新宮および箱根において、同志と暴挙を決行することを謀った。八月上京ししばしば同志と会合した末、主義普及の手段として今回の陰謀の実行を決めた。本件が本年五月下旬長野県明科において発覚した際に被告となった者は、宮下太吉、新村忠雄、新村善兵衛、新田融、東京において逮捕された古河力作、当時東京監獄に労役場留置中の管野すがおよび神奈川県湯河原において逮捕された伝次郎の七名に過ぎなかったが、厳密な捜査の結果、陰謀に参加した者が各地に散在することが発覚し、ついに二十六名の被告人を出すに至ったものである。

#### ▲刑法第七十三条の罪

決定した罪状の刑法第七十三条は改めて記すまでもなく、刑法第二編第一章の皇室に対する罪に属しており、次のような明文になっている。

第七十三条 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子または皇太孫に対し危害を加え、または加えようとした者は死刑に処す  
公判により、この条により処罰されるとすれば、被告らの運命は言うまでもない。

#### ▼公判と弁護士

いよいよ公判開始と決定したので、横田大審院長は昨日ただちに鶴裁判長以下各判事を集めて、公判開始に関する協議会を開き、午後三時より司法省における司法官会議に出席した。公判開廷の日はまだ公表されていないが、開廷となれば同院では普通重罪犯と同様弁護士の私選を許す方針であり、各弁護士よりそれぞれ弁護届が提出される。開廷後、当然傍聴は禁止されるであろう。

#### ▲サンフランシスコにおける幸徳 ▽米国の不平党に交る

以下は久しくサンフランシスコにあって同地の事情に精通する某氏の談である。

▲秋水の渡米 幸徳が同地に渡ったのは去る三十八年の十二月だった。約一年間滞在して翌年の夏帰国したと思う。元來サンフランシスコおよび対岸のオークランドにはロシア人、ポーランド人、イタリー人、スペイン人などから成る数個の無政府党団体があって、主に日曜および木曜ごとに演説会または彼ら自身の秘密会合を開き、一種の国際的団体を作っている。

▲無政府団体 幸徳が渡米した当時はまだ無政府党というほどではなかったようだが、着後ただちに前記各人から成る社会主義ないし無政府党的団体を歴訪して非常に歓迎された。元來クロポトキンなどを学んで頭の素地が出来ていたから、こ

の種の人間と交際を重ねている間に、徐々に彼の頭脳が虚無的に傾いて来たことは争えない。

▲過激な一団 前記各国人からなる諸団体は、社会主義と無政府主義とがゴツタになっているので、党员で迫害される者があれば弁護士を雇って助けてやるとか、各種の出版物の手助けをすとか、互いに連絡をとって氣脈を通じているので、日本人間にもその頃から青年社会主義と呼ぶ一団が出来て、彼らの力である不都合な冊子(パンフレット)を六ヶ国語で出版したことがある。そこへ幸徳がやって来て徐々に彼の頭が動くと共に、三、四ヶ月の間にととう日本人青年間にも過激な色彩を帯びる一団が出来上ってしまった。

▼不平と破壊 その種の邦人はどれも弱年の無力者で、他の一般邦人在留者は彼らの行動を児戯とみなし、ほとんど一顧も与えないでいたのだが、幸徳が帰国するとともに、従来内部に潜んでいた彼らの行動は段々表面に現れて来て、各所で演説会を開いて過激な言論をもてあそぶようになった。従来会場を貸していた仏教およびキリスト教の会堂では、それを断るようになった。そんな工合でいるうちに、彼らの言動は徐々に政治上の社会主義ないし無政府党的言論以外にまで走って、万事に不平的破壊的態度を取るようになり、たとえばある人が新たに事業を企てるような場合にも、ただちに資本家云々と騒ぎ立てるといような訳で、真面目な邦人からは相手にされなかった。大体において以上述べたような有ようだったが、近來は大分その熱が冷めて来たように思っていたところだった、云々。

#### ▲被告中の紅一点 ▽管野すが子の経歴

大陰謀事件に三加した二十六人の内にただ一人の女性がいる。「日本の女と社会主義」という言葉さえすでに奇異の感がするのに、このような大事件の大舞台にただ一人の女性が登場していることは、ある意味において注目すべき事柄である。

管野すが子は年令三十歳、生れは京都府葛野郡朱雀野村である。春に秋に、歌に好く詩に好いこの歴史的な匂いのある村に生れた一女性は、小学校を出て、世の塩にもまれるようになると、種々数奇の運命にもてあそばれた。多少の「文字ある女」によくある例として、すが子は沢山の男にも関係したし、多くの文学的書籍をも読み耽った。一時は大阪の古い小説家の宇田川文海と同棲して、夫婦同ように暮していた事もあるし、紀州田辺の牟婁新報、大阪の大阪朝報などで、婦人記者として探訪に従事したこともある。その間にすが子は社会主義のことを見聞して、女性たる身体にふさわしくない、男らしい思想の人となった。

大阪では雑誌「基督教世界」にも関係していたが、東京へ来て前の電報新聞の婦人記者となるや、しばらくは真面目に働いていた。幸徳秋水と相知り相許すようになってから、いよいよ社会主義の思想、無政府共産主義の猛烈な考えを抱くようになり、例の赤旗事件で具体的運動を始めた。管野すが子の名が社会主義仲間に知れ渡るとともに、警視庁の注意人物リストに朱点をうたれ、新聞の雑報にしばしばその名を記されるようになったのは、実にこの赤旗事件以後のことである。

幸徳秋水と千駄ヶ谷町九〇三番地に同棲してからは、雑誌「自由思想」誌上で折々所感を発表してした。この雑誌のためにまた四十一年七月十五日から九月一日まで四十七日間を東京監獄の未決監に過した。ようやく萌していた肺病はこれより重くなり、秋水と共に病軀を横たえながら、社会主義のために奮闘しているうち、今回の大々事件を起したのである。二十六人の中にただ一人の管野すが子は、実に京都の女である。(一記者)

#### ▲一味徒党の面々

△幸徳伝次郎 少年の時から故中江兆民の玄関番をし、苦学すること多年。国民英学会にも学んで、めざまし新聞、中央新聞などの記者となり、朝報社に入って文名大いに上る。恩師兆民の自由民権論を受けて唱え、後明治三十年頃ユニテリアン教会に出入して社会主義を研究した。日露戦争前に非戦論を主唱して朝報社を去り、同志らと平民新聞を起し、盛んに社会主義を鼓吹した。その廃刊後はしばしば雑誌を出し書を著わして主義の普及を図っていた。

△森近運平 岡山県立農学校の出身で、同県の属官となったが、社会主義を唱えて職を免ぜられ、出京した。平民新聞社に投じ主義普及の運動をした後大阪に行き、月刊雑誌を出し、近來は郷里に帰って園芸に従事し、一介の農夫と自任していた。

△宮下太吉 今回の大陰謀者の中心人物。初め紀州にあり、後三重、名古屋を経て信州に入り、猛烈な破壊思想を職工、労働者に直接注入することを自らの任務とした。職業は機械職工。

△新村忠雄 幸徳秋水の門人。

△新村善兵衛 忠雄の実兄で信州の富農。弟のために社会主義者となり、家には老いた母がただ一人あるのみ。

△古河力作 府下滝ノ川康樂園に雇われて花造りを職としていた。王子に愛人社を組織し、社会主義の普及を図った。身長三尺五、六寸、胸廓手足もこれに準じ一見小児の如し。

△新田 融 新村兄弟の友人。

△奥宮健之 有名な奥宮検事正の弟で、大井憲太郎らと自由民権論を演説して歩いた。名古屋事件の頃、強盗殺人として九年の入牢を申し付けられたが、憲法発布により特赦され、出獄後壯士となって社会主義を唱えた。

△坂本清馬 幸徳方の玄関番であったが、故あって幸徳と別れた。砲兵工廠の番人となったこともあり、後熊本に行き松尾らの評論誌に執筆した。

△大石誠之助 被告中の異彩である。温厚で聡明な君子と伝えられる。医を業とし、薬代や診察料などの掲示には必ず『何十何円の筈』と書き、必ず筈の字を加えた。医は仁術との古風を学び、謝礼金のみに止めて薬料は貪(むさぼ)らないとの意味であった。付近に穢多村があり、多くの医師はそこへの往診を恥じたが、誠之助一人は平然として向かったという。崎人である。

△成石平四郎 高木顕明、峰尾節堂、成石勘三郎、崎久保誓一 何れも大石の親近者で牟婁新聞の投書家あるいは記者である。牟婁新聞は毛利柴庵が経営しており、管野すがもかつて在社していた。

△松尾卯一太 新美卯一郎、佐々木道元、飛松与次郎らは何れも熊本社会主義者の中心人物で、熊本評論の記者あるいは投書家である。松尾は目下入獄中。

△内山愚堂 爆烈弾事件、虚無党主義事件で目下入獄中の有名な悪僧。詳しい経歴はすでに記載した。

#### ▲獄中の被告 ▼決定書の交付

本年五月以来随処で検挙された幸徳伝次郎始め二十六名の無政府主義者は今なお東京監獄に収監されている。昨日いよいよ公判開始の決定となり、その決定書が午後六時木名瀬典獄の手を経て被告らに交付された。彼らの現状について聞くと、取扱いは普通の収監人と同じであり、被告は一般に沈着な態度で謹慎しているが、健康は概して良好で、目下特に医師が投薬している者はない。入監前、幸徳伝次郎と管野すがは健康を害していたが、一定の運動一定の食事のもとで体重も増加した。しかし精神上的欠陥があるためか、一見衰弱したように見える。毎日の食事も所持金のある者は一日一回または二回の外食を要求し、衣類その他は他より差入はないが、別に不自由を嘆ずる様子はない。

△読書に耽る 彼らの中には著述家あり新聞記者あり僧侶ありその他医師、職工、会社員等ありで、一日の慰安は読書を主とし、読書の量は他の囚人に比べ各段に多い。幸徳、管野の両人は仏教、キリスト教の宗教書をもっとも多く読んでいる。昨午後六時

木名瀬典獄は、各房に対し裁判所より決定書到達の旨を告げ、それぞれ手渡したが、一同謹んで受け、一読してただ黙想していた者が多かったという。

△典獄の談 木名瀬典獄は「私は単に監獄の規則に基いて彼らを監督する外は、当然与えるべき保護を与えるに止まっているが、入監後の彼らの言動は極めて静肅で、いまだかつて一回の注意を与えたこともない。日常生活についても獄則の許す範囲で実行しており、就眠時間も十分に熟睡できるよう、各房の付近を歩行するにも足音がしないよう看守に注意しているほどである。他の衛生的注意も遺憾ないよう注意している。そのため世間にいた時のような不規律な生活を脱して、今は規律正しく食し規律正しく行動しているので、一般に健康の良好なことはその結果であろう。(以上朝日新聞から抜粋)

~~~~~

次の一章は、刑法第七十三条の罪に該当する幸徳伝次郎ら二十六名の特別裁判進行中、その裁判手続および公判の公開禁止に関し、欧米新聞の論難、諸団体の決議による抗議がようやく盛んになったので、その誤解を解くために、外務省より在外の日本大使に送ったもので、その英訳は内務省より国内諸英字新聞に送られた。

その内容が東京の各新聞社により発表されたのは明治四十四年一月十五日、つまり裁判の判決の日に先立つこと三日前であった。この写しは翌十六日の国民新聞に掲載されたものによった。

この文によると、日本政府は判決の前すでに有罪を予断していたことがわかる。また文中に「本年秋季を期し」云々とあるにより、この説明書がすでに明治四十三年中にできあがっていたことが知れる。

目下大審院にて審問中の幸徳伝次郎外二十三名に対する陰謀事件につき、裁判所の構成および訴訟手続などに関し、世上往々誤解を招き、裁判所が特に本件に限り、臨時便宜の裁判ではないかと疑問視する者があるので、本件の訴訟手続はもとより法令に準拠し、非難すべき点はまったくないことを説明する。

本件の内容はここで詳説すべきものではないが、一言これを明かにすれば、被告人の多数はいずれもいわゆる無政府共産主義者に属し、その主義を普及する一手段として、本年秋季を期し、恐れ多くも皇室に対して弑逆(しいぎやく)を敢て行い、進んで国务大臣を暗殺し、放火掠奪を行うとの陰謀を企てたものである。この事実は被告人の多数の自白、爆裂弾の存在、その他の証拠に徴して明瞭である。



この事実は刑法第七十三条に該当する犯罪である。故に裁判所構成法第五十条第二号、および刑事訴訟法第七編により、大審院は特別に第一審かつ終審として裁判権を有する事項に属し、他の普通犯罪について裁判の審級を定めたものとはまったく規定が異なる。しかもこのような法制は我国のみならず、ドイツ国では裁判所構成法第百三十六条第一号に、皇帝に対する弑逆罪(予備陰謀を含む)ならびにドイツ帝国に対する内乱外患の罪については、帝国裁判所において特に第一審および終審の裁判権を有するとの規定がある。またイギリスの法制上、古來弑逆罪に対する訴訟は普通裁判所のほか上院においても特別権限として審問裁判した事例がある。我大審院が今回の事件につき裁判をおこなうのは、前記の法律の規定によるものである。(刑法第七十三条、裁判所構成法第五十条三照)

明治四十三年五月下旬長野県下において本件犯罪の端緒が発覚すると、検事総長は犯行が明らかであった被告人幸徳伝次郎ほか六名を起訴の上、大審院長に予審判事を命ずるよう請求した。大審院長は東京地方裁判所予審判事に本件の予審を行うことを命じた。予審判事はその後本件陰謀の共犯者として検事総長より逐次起訴された者と共に、各被告人に対して予審を行った上、同年十一月一日、各被告人に対し有罪の意見を具して訴訟記録を大審院に提出した。大審院は検事総長の意見を聴いた上、同月十日本件を同院の公判に付する決定を与え、ここに本件の公判を開始するに至ったものである。(裁判所構成法第五十五条、刑事訴訟法第三百十三条ないし第三百十五条三照)

以來公判は順調に進行し、間もなく終決の見込みである。しかるに裁判所が公判開廷の初日に公開を禁止したため、疑問を唱える者があるが、審判を公開にして安寧秩序を害する恐れがあると認められるときは、公開の停止が可能であることは、国法の命ずるところであり、裁判所は普通の事件についてもこれを行うことができる。いわんや本件のような国家の安危に至重至大の関係を有するものにおいてはなおのことである。この点においても裁判所の措置は理を得たものである。ただし公開の停止は公判の審理に限り、判決の言渡しが公開されることは論をまたない。なお公開停止といえども、裁判長は入廷の特別許可を与えることが至当と認める者に対し、入廷させる権利を有することは、これまた法律の規定するところである。本件の審理に際し、公開停止中であっても裁判所の職員、弁護士、その他の者で特に裁判長の許可を得て審理を傍聴するものがあるのは、この手続きを経たものである。(憲法第五十九条、裁判所構成法第百五条、同第百六条参照)

底本:青空文庫 石川啄木「日本無政府主義者陰謀事件經過及び附帶現象」  
簡文化(現代文訳):河村元泰